

平成25年10月18日
日本弁理士会

弁理士への期待に対する日本弁理士会の考え方

第1回及び第2回の弁理士制度小委員会で戴いた主な意見について、日本弁理士会として、今後どのように対処すべきと考えているかについて説明する。

1. グローバル対応

(主な意見)

企業のグローバルな事業展開を支えるため、弁理士には、外国の知的財産権制度に係る知識の習得、外国での権利取得・紛争処理等に係る実務経験が必要であり、加えて現地代理人とのネットワーク強化、外国語能力の向上、プレゼン能力が求められる。また、国際弁理士資格を創設することも考えられる。

(会としての考え方)

企業のグローバルな事業展開を、知的財産の側面から支えることができる弁理士の育成は急務と考える。このためには、会として、会員に対する外国の法改正や審査基準など運用の改正の紹介に加え、手続等の実務に係る演習や模擬裁判など、実務により近い研修を拡充し、弁理士の実務能力の向上を図っていく。また、外国の弁理士や弁護士による英語等の外国語での研修も拡充し、弁理士の外国語能力の向上も図る。さらに、各国・地域の弁理士(会)との交流もより活発化し、会員へタイムリーな情報提供を行うと共に、現地代理人との人的ネットワークを形成する機会を提供していく。

他方、弁理士への高度かつ多様なニーズに応える素養を備えた、より優秀な人材を確保することも必要であり、弁理士試験制度の見直しも求めて行きたい。

なお、国際弁理士資格については、国内出願を担当した弁理士がそのまま海外出願を担当することが多い現状を踏まえると、新たな資格制度とこの資格付与のための試験制度採用による複雑化を回避しつつ、弁理士に自己研鑽を促すことで実質的に対応して行きたい。

2. 地域・中小企業への対応

(主な意見)

中小企業は知財戦略への取り組みが遅れており、弁理士には限られた予算の中から知的財産を活かすマネジメント支援が期待される。特に、減免制度など中小企業を支援する制度の活用、さらには中小企業のグローバルな事業展開を支援する知的財産権の権利取得等、多方面に亘る支援が期待される。また、必要な弁理士にアクセスし易くするための情報開示も進めるべき。

（会としての考え方）

中小企業向けセミナーや無料相談会、出願等支援制度など会が行っている中小企業支援事業の更なる拡充を図ると共に、これらの活動を通じ、弁理士への中小企業支援マインドの醸成を図っていききたい。減免制度や補助金制度など中小企業への各種支援制度について、現在、会内の知的財産支援センターや各支部が中心となって取りまとめ・整理しているが、今後は弁理士がこれらの制度により精通し活用するよう、関係機関の担当者を講師とした研修などの拡充も図りたい。

また、会が提供する弁理士ナビの情報を充実させ、ユーザーがより多くの情報から弁理士を絞り込むことが可能となるようシステム整備を進めたい。

さらに、国や地方自治体等に対して、知財総合支援窓口の拡充強化や各種補助事業の新設・拡充を働きかけ、中小企業が弁理士を通じて知的財産を活用し易い環境の実現を図りたい。

3. 実務能力の向上

（主な意見）

企業の事業戦略に整合した特許出願や紛争処理においても強い特許権の取得など、企業の知財戦略をサポートできる弁理士が必要である。特に、知的財産権制度に精通した弁理士や特許出願書類作成に係る高度な実務能力を備えた弁理士に対する期待は大きい。また、最先端技術の知識や大学等の実態を踏まえたサービスの提供が求められる。

（会としての考え方）

弁理士には、特許出願等に係る業務について国家資格者として専権業務が付与されており、少なくとも当該業務については、弁理士は極めて重い社会的役割を担っていると考える。近年の弁理士試験合格者の中には特許出願等の業務について実務経験が乏しいものが少なくないことから、明細書作成などのより実践的な研修の機会を増加し、弁理士としてのスキルアップを支援していききたい。また、会が行う無料相談や中小企業支援事業などを実施する機会などを利用し、ベテラン弁理士と実務経験の浅い弁理士とが協働して対応する場を増加し、OJTなど実習の機会の拡充を行いたい。

さらに、企業の知財部経験者などの有識者による研修や、会内に設置された知財経営コンサルティング委員会や企業弁理士知財委員会などを活用し、企業の知財戦略を学ぶ機会の増加を図りたい。

先端技術に係る研修や大学・公的研究機関での知財戦略を学ぶ研修も既に実施しているが、今後は、多くの弁理士が修得できるよう研修の一層の拡充を図りたい。

4. 弁理士の活動範囲

(主な意見)

企業のグローバルな事業展開を知的財産の側面から支え、中小企業の知的財産マネジメントを全面的に支援する上で、弁護士と弁理士が一緒になって企業を取り巻く問題に対処してもらいたい。

(会としての考え方)

弁理士は、日常的に大企業から中小企業・個人までの知的財産に関するあらゆる相談に対処しており、必要に応じて弁護士と共同して事件に対処している。これからもこの姿は変わらないと考えている。平成10年には日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で日本知的財産仲裁センターの運営を開始し、また平成14年法改正により弁護士との共同受任を前提に侵害訴訟代理権が付与された。これらにより、弁理士と弁護士との相互理解が深まったとの声が多く聞かれる。今後も、弁護士と弁理士は対立する関係ではなく共働する関係であり、それぞれが国民のニーズを吸い上げた上で、必要に応じて連携しながら、あらゆる知的財産の問題に対処すべきと考える。

そのためにも、弁理士の活動が制約されないよう弁理士の業務範囲の見直しを行っていただきたい。

5. 弁理士の使命について

(会としての考え方)

上記1～4における弁理士への期待に対し、1万人を超える弁理士が一丸となって応えていくには、弁理士が果たすべき役割について使命感を共有することが不可欠である。

具体的には、これからの弁理士には、企業のグローバルな事業展開を知的財産の側面から積極的に支援し、また、中小企業を含む企業の知財戦略や大学等の知財戦略を積極的に支援することが求められており、そのような使命を果たすためには、弁理士は国内外の知的財産権制度に精通し、それに必要な実務能力の向上を図ることが必要である。

そのことを、弁理士は勿論、企業・大学等を含む国民全体で認識を共有できるような制度の見直しを求めて行きたい。

以上